

# 「晴れのめぐみ」岡山ブランド認証制度実施要領

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本要領は、豊かな自然環境、文化、歴史に育まれた地元農産物や水産物の加工食品・工芸品等に対して、岡山を代表する優れた商品として岡山県商工会連合会（以下「事務局」という。）が「晴れのめぐみ」岡山ブランドとして認証し、当該商品の情報発信、関係事業者間の連携強化の推進等を行うことにより、認知度の拡大や販売促進の支援を行う。

### (定義)

第2条 本要領において「認証」とは、会員事業者から申請された商品（以下「申請商品」という。）について、第4条に規定する「認証基準」への適合性判定にかかる一連の行為をいう。

2 本要領において「認証品」とは、前項の適合性判定により、「晴れのめぐみ」岡山ブランドとして認証された商品をいう。

## 第2章 認証制度の実施

### (認証の申請)

第3条 認証を受けようとする会員事業者（以下「申請者」という。）は、新規認証申請書（様式第1号）（以下「新規申請書」）を事務局に提出する。

### (認証審査)

第4条 認証の申請があった場合は、事務局は「晴れのめぐみ」岡山ブランド認証委員会設置規程に定める「晴れのめぐみ」岡山ブランド認証委員会（以下「認証委員会」という。）を開催し、申請商品への認証の可否を決定する。

2 認証品として認証するための「晴れのめぐみ」岡山ブランド認証基準（以下「認証基準」）は別に定める。

3 事務局は、新規申請書の内容を書類審査（一次審査）し、必要に応じて生産者、事業者へのヒアリング、生産、製造、流通、販売等の現地、現場の調査等を行い、当該審査結果を認証委員会に報告する。

- 4 認証委員会は、申請商品の内容について認証基準に基づく審査(二次審査)を行い、認証の可否を決定する。
- 5 認証委員会が、申請者が簡易な改善を行うことで認証基準を満たすと判断した場合には、条件付き認証とする。
- 6 岡山県商工会連合会会長は、審査会において認証の可否が決定した申請商品について、当該商品の申請者に「晴れのめぐみ岡山ブランド認証審査結果通知書」により通知する。
- 7 審査会の審査結果について不服を申し立てることはできない。

(許諾事項)

第5条 岡山県商工会連合会会長は、認証を可とされた申請者(以下「認証事業者」という。)に対し、「晴れのめぐみ」岡山ブランド認証書を交付する。

- 2 認証事業者は「認証マーク」の使用について、商標使用申請書(様式第5号)を事務局へ提出しなければならない。

(認証マークの表示)

第6条 第5条の規定により認証事業者は認証商品の容器または包装などに印刷表示もしくは認証マークシールを貼り付けることができる。

(認証の有効期間)

第7条 新規の申請および更新申請により認証の適用を受けた認証品の認証の有効期間は、認証を受けた日以後3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(認証の更新)

第8条 認証事業者は、認証の有効期間の満了後に引き続き当該認証を受けようとするときは、更新申請書(様式第2号)を事務局へ提出しなければならない。

- 2 事務局は、前項の申請内容、ならびに認証品の仕様、販売実績等にかかる現況、変更・変質の有無等の情報につき確認を行い、更新の可否を決定する。

(認証品の内容変更)

第9条 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認証内容変更届出書(様式第3号)により、速やかに事務局に届け出なければならない。

- (1)事業者名を変更したとき。
- (2)認証商品の商品名を変更したとき。
- (3)認証商品の包装または容器に係るデザインを変更したとき。
- (4)認証商品の原材料、主原料産地、内容量を変更したとき。
- (5)その他申請書記載事項等に変更が生じたとき。

2 事務局は、認証内容変更届出書の提出を受け、再審査の上、認証基準から逸脱していないと判断できる場合は継続して認証をすることができる。

(認証料)

第10条 新規認証商品1品目につき5,000円、認証の更新適用を受けた認証商品1品目につき3,000円の認証料を徴収する。

(認証の取り消し)

第11条 認証商品が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消す。

- (1)認証の取り消しの申し出があったとき。
- (2)認証の更新申請が行われなかったとき。
- (3)認証商品の製造、販売を廃止したとき。
- (4)認証後に仕様変更等により認証基準に合致しなくなったとき。
- (5)申請書の内容に虚偽記載があったとき。
- (6)その他、本要領に対する違反行為および不法行為等が認められたとき。

2 前項第1号の認証の取り消しの届け出は、認証事業者が認証取消届出書(様式第4号)により行うこと。

3 前項第5号および第6号の規定に該当し、認証を取り消された認証事業者は、原則取り消しの日から1年を経過しなければ新たな申請ができないこととする。

4 前項の規定に関わらず、事務局は認証商品に対する信頼を著しく失墜させる行為、または社会的影響が大きい事象が確認された場合、直ちに認証ならびに認証マ

ークの使用許諾を取り消し、当該認証事業者からの再度の認証申請を受理しないことができる。

### 第3章 認証に関する責務等

#### (認証事業者の責務)

第12条 認証事業者は、本要領の規定を誠実に遵守し、認証商品の製造および販売を通じて積極的に販路拡大に努めなければならない。

2 認証事業者は、認証商品以外には認証マークを使用してはならない。

3 認証商品の製造を中止する場合や認証の取り消しを求める場合は事務局に速やかに申し出なければならない。

#### (認証機関の責務)

第13条 認証委員会および事務局は、特産品等を生産、製造等する事業者等に本制度の趣旨を周知するとともに、事業者、関係団体等と連携を図りながら事業者等の指導ならびに認証制度の推進に努めること。

2 認証委員会および事務局は、認証商品の製造、流通、販売等において、認証事業者およびその関係者等において発生した経済的な損失、その他不足の事態について、一切の責任を負わないものとする。

### 第4章 その他

#### (その他)

第14条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

##### (実施期日)

この要領は、令和2年2月1日から実施する。

##### (経過措置)

この要領の実施の際、現に交付されまたは保有している認証マークは、令和6年1月12日まで使用することができる。